

「学生支援緊急給付金」給付事業の追加案内について

アルバイトにより学費等を賄っており、新型コロナウイルス感染症の影響でその収入が大幅に減少した場合に支給される学生支援緊急給付金の追加案内がありました。

広く相談に応じますので、お気軽に学生課にお越しくください。

記

1 要件

◎以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない
- ② 原則として自宅外で生活をしている（但し、自宅生でも該当する場合あり）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすか同様の経済状況にあるもの
 - 1) 日本学生支援機構の奨学生である者又は利用を予定している者
 - 2) 日本学生支援機構以外の支援制度を利用している者又は利用を予定している者

2 申請期限（厳守）

令和2年7月28日